

鮭川村

新型コロナウイルス感染症 各種支援事業等について

一般家庭向け支援策

① ② ③ 支援事業の主体

① 特別定額給付金事業

- **事業内容** 世帯構成員1人につき10万円を世帯主に給付
- **対象者** 令和2年4月27日現在、住民基本台帳に記録されている方
- **申請受付時期** 令和2年5月8日(金)～8月7日(金)まで
- **必要書類** 申請書、世帯主の本人確認書類の写、振込先口座確認書類の写（代理人申請の場合は、代理人の本人確認書類、口座確認書類も含む）
- **その他** 詳細については、世帯主宛てに送付されたお知らせをご確認ください。

総務課政策調整係 55-2111（内線212）

② 緊急地域経済応援事業 （全世帯配布型商品券）

- **事業内容** 新型コロナウイルス感染症における、地域経済活動の停滞に鑑み、村内での消費意欲を喚起するとともに村内商店等からの購買力を高めるため、村内全世帯に商品券を配布します。
 - **対象者** 村内全世帯の世帯主
（鮭川村住民基本台帳に記録されている世帯）
 - **商品券** 2万円（1,000円券×20枚綴り）
 - **配布時期** 令和2年6月上旬予定
 - **有効期限** 令和2年11月15日予定
- ※詳しい内容については、後日チラシを配布します。

産業振興課 55-2111（内線253・254）

③ 子育て世帯への臨時特別給付金

- **事業内容** 児童1人につき臨時特別給付金1万円を支給します。
 - **対象児童** 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童 ※対象となる児童手当受給者には、案内書を送付します。
 - **対象者** 4月分の児童手当の受給者
 - **申請方法** 児童手当受給者は申請不要（6月10日（水）に支給予定）です。公務員の方は、所属所等にお問い合わせのうえ、申請が必要です。
- ※ ドメスティックバイオレンスにより避難しているなど、特別な事情がある方は、国や市のホームページを確認いただくか、個別にご相談ください。

健康福祉課福祉係 55-2111（内線134）

④ 帰省自粛学生支援事業

- **事業内容** 帰省が制限されている県外居住の村出身学生に対し、村の特産品（農産物、農産加工品等）を無料で送付します。
 - **対象者** 就学で県外に居住する村出身の学生
（大学生、短大生、専門・専修学校生、予備校生等）
 - **申請期限** 令和2年6月10日（水）まで
 - **申請方法** ・オンライン申請（申込フォーム、メール）
・郵送、ファクシミリ申請
- ※詳しくは村公式ホームページをご覧ください。

むらづくり推進課 55-2111（内線281）

事業者向け支援策

⑤ 持続化給付金事業

- **事業内容** 新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。
- **対象者** ①②の両方に該当する事業者
①ひと月の売上が前年同月比で 50% 以上減少している
②令和元年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある
- **支給額** 法人：最大 200 万円、個人事業者：最大 100 万円
- **申請期間** 令和 2 年 5 月 1 日（金）から令和 3 年 1 月 15 日（金）まで
- **申請方法** 持続化給付金 HP による電子申請
<https://jizokuka-kyufu.jp>
- **必要書類** 令和元年の確定申告書類の控え、売上減少となった月の売上台帳等の写し、本人確認書類の写し（個人事業者の場合）

持続化給付金事業コールセンター Tel0120-115-570

⑥ 事業者持続化給付金事業

- **事業内容** 新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、事業全般に広く使える給付金を給付します。
- **対象者** ①②の両方に該当する事業者
①ひと月の売上が前年同月比で 30% 以上減少している
②令和元年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある
- **対象要件** ひと月の売上が前年同月比で 30% 以上減少している
- **給付金額** 法人：20 万円、個人事業者：10 万円
（減少率に関わらず一律給付となります）
- **申請期間** 令和 3 年 1 月 15 日（金）まで
- **申請先** 鮭川村産業振興課
- **必要書類** 申請書兼実績報告書、確定申告書類の写し、対象月の月間事業収入がわかるもの、振込口座の通帳の写し、本人確認書類

産業振興課 55-2111（内線 253・254）

⑦ ⑧ 中小企業緊急災害等対策 利子補給補助金交付事業

- **事業内容** 県・村・金融機関が連携して無利子融資を行います。
- **対象者** 最近 1 ケ月の売上高が前年同月比で 30% 以上減少し、かつ今後 2 ケ月間を含む 3 ケ月間の売上高が前年同期に比べて 30% 以上減少することが見込まれる事業者
- **申請期間** 令和 2 年 8 月 31 日（月）まで
- **申請場所** お近くの金融機関にご相談ください。
- **金融機関** 山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、新庄信用金庫、北郡信用組合 他

産業振興課 55-2111（内線 253・254）

⑨ 緊急経営改善資支援金

- **事業内容** 県からの営業自粛などの要請に協力する村内事業者に対し、新型コロナウイルスを乗り越えるための経営改善の検討及び新たな取り組みに対して支援金を交付します。
- **対象者** 県からの自粛要請を受けて協力する村内宿泊施設及び飲食店等（山形県と同様になります）
- **対象要件** ①4 月 25 日（土）から 5 月 10 日（日）の期間に営業自粛（休業、飲食店の場合は 20 時以降の夜間営業自粛）を行い、経営改善の検討を行った事業者②テイクアウト等新たな取り組みを行う飲食店等
- **支援金額** ①法人：20 万円、個人事業者 10 万円
②5 万円
- **申請期間** 令和 2 年 6 月 30 日（火）まで
- **申請先** 鮭川村産業振興課
- **必要書類** 申請書、山形県緊急経営改善支援金交付申請書（兼実績報告書）の写し、休業（夜間営業自粛）の状況が確認できる書類等、振込口座の通帳の写し

産業振興課 55-2111（内線 253・254）

⑩ 山形県緊急経営改善支援金

- **事業内容** 県からの営業自粛などの要請に協力する県内事業者に対し、新型コロナウイルスを乗り越えるための経営改善の検討に対して支援金が交付されます。
- **交付金額** 法人：20 万円、個人事業者：10 万円（施設などを賃借している事業者は 20 万円） ※1 事業者当たり
- **対象者** 4 月 25 日（土）から 5 月 10 日（日）の期間に営業自粛（休業、飲食店の場合は 20 時以降の夜間営業自粛）を行い、経営改善の検討を行った事業者
- **対象業種** 飲食店、遊興施設、映画館、屋内運動施設、宿泊施設、観光地・温泉地にある店舗、立寄施設、屋外運動施設、旅行業、交通など ※詳細は、山形県の HP を参照ください。
- **申請期間** 5 月 11 日（月）から 6 月 30 日（火）
- **申請先** 鮭川村産業振興課
- **必要書類** 交付申請書、振込口座の通帳等の写し、賃借の実態が確認できる書類の写し（事業所を賃借している個人事業者のみ）

産業振興課 55-2111（内線 253・254）

国 雇用調整助成金の特例措置

- **事業内容** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成されます。
- **対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
- **内容**
 - 助成内容・対象の大幅な拡充 ※4月1日(水)から6月30日(火)までの休業等に適用
 - ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業 4/5、大企業 2/3）
 - ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業 9/10、大企業 3/4）
 - ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業 2,400 円、大企業 1,800 円）
 - ④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6ヶ月未満の労働者も対象
 - ⑤ 1年間 100 日の支給限度日数とは別枠で利用可能
 - ⑥ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象
 - 受給要件の更なる緩和 ※休業等の初日が1月24日（金）以降のものに遡って適用
 - ⑦ 生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が4月1日（水）から6月30日（火）までの間は、5%減少）
 - ⑧ 最近3ヶ月の雇用量が対前年比で増加していても対象
 - ⑨ 助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
 - ⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
 - ⑪ 休業規模の要件を緩和

※詳細については、厚生労働省 HP を参照ください。

山形労働局、最寄りのハローワーク、
コールセンター 0120-60-3999

国 小学校などの臨時休業に対応する保護者支援 （委託を受けて個人で仕事をする方向け）

- **事業内容** 新型コロナウイルスの影響による小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなっている子育て世帯を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策が講じられます。
- **対象者** 臨時休業などした小学校などに通う子どもまたは新型コロナウイルスに感染したなどの子どもであって、小学校などを休むことが必要な子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方
- **要件** 個人で就業する予定であった場合、業務委託契約等に基づく業務遂行などに対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合
- **支給額** 就業できなかった日について、1日当たり4,100 円
- **対象期間** 2月27日（木）から6月30日（火）の間に就業できなかった日
- **申請方法** 厚生労働省への直接申請となりますので、厚生労働省の HP を参照ください。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、
個人向け緊急小口資金相談コールセンター0120-60-3999

国 小学校などの臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 （労働者に休暇を取得させた事業者向け）

- **事業内容** 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合などに、その小学校などに通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金（休暇中に支払った賃金相当額（日額上限 8,330 円））が支給されます。
- **対象者** 臨時休業などをした小学校などに通う子どもまたは新型コロナウイルスに感染したなどの子どもであって、小学校などを休むことが必要な子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主
- **対象期間** 2月27日（木）から6月30日（火）の間に取得した休暇
- **申請方法** 厚生労働省への直接申請となりますので、厚生労働省の HP を参照ください。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、
個人向け緊急小口資金相談コールセンター0120-60-3999

その他の支援策

④ 各種税、使用料の納付相談

■ 内容 住民税等の各種税金、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険等の各種保険料、水道使用料・農業集落排水使用料・村営住宅使用料等の各種使用料にかかる納付や支払猶予について相談を受け付けます。

税金について

住民税務課 各種税金	：税務係	55-2111	(内線 123)
---------------	------	---------	----------

保険料について

健康福祉課 各種保険料	：介護医療係	55-2111	(内線 132)
----------------	--------	---------	----------

使用料について

農村整備課 水道・農集排：上下水道係	55-2111	(内線 272)
村営住宅：管理係	〃	(内線 274)

④ 水道使用料改定の延期

■ 内容 6月1日(月)より予定しておりました、水道使用料の改定を10月1日(木)へ延期します。

農村整備課上下水道係 55-2111 (内線 272)

④ 就学資金等に関する相談

■ 内容 教育振興修学資金の返還猶予等、就学に必要な支援について相談を受け付けます。

教育課教育総務係 55-3051

新型コロナウイルスに係るこれまでの村の取り組みについて

- ・【村の体制整備】連絡調整会議(1/31～計8回)対策本部(3/27～計13回)
- ・【医療体制の整備】県の相談窓口の住民周知(3/2～)
- ・【広報】各種広報媒体(チラシ/通知/HP/防災無線等)を活用した村民周知(2/21～)
- ・【学校】授業対応、卒業式・入学式対応等(2/28～)、児童生徒へマスク配布(4/8)
- ・【学童】休校中の臨時対応の体制構築(2/28～)
- ・【保育所】「できるだけ家庭」での保育を要請しながら開所・運営(4/8～5/9)
- ・【村内企業支援】金融機関・県と連携した無利子融資制度(3/4～)
- ・【村民相談対応】電話による一般的な相談(3/31～)、税・公共料金支払相談(4/15～)
- ・【村民マスク対応】妊婦へ5枚配布(4/9、5/1)、在宅要介護者へ手作りマスク配布(4/17)
- ・【災害時対応】マスク(6000枚)・消毒液(20ℓ×9本)の確保(住民税務課)
- ・【村有施設整備】非接触型検温計(10台)購入(健康福祉課)、衝立設置(総務課)
- ・【村内企業支援】プレミアム商品券の先行拡充実施(4/26～)(産業振興課)、
鮭川会にふるさと納税を活用した村産品支援を依頼(5/1)(むらづくり推進推課)
- ・【学校】調理員分及び緊急時児童生徒職員分のマスク・消毒液等の確保(教育課)
- ・【生活】「お家で簡単トレーニング」チラシの配布(健康福祉課)(4/13)